

選挙運動の公費負担の手引き

(令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙)

選挙運動用自動車の使用

選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ビラの作成

山都町選挙管理委員会事務局

はじめに

この手引は、令和7年10月19日執行の山都町議会議員一般選挙において公費負担を受けようとする場合、候補者と契約の相手方等が行わなければならない手続き等について記述したものです。

目 次

1 公費負担制度とは	1
2 公費負担の対象とその限度額について	2
3 公費負担の概要	3
4 選挙運動用自動車の使用の公費負担	
(1) 一般運送契約（ハイヤー契約）	4
(2) 個別契約	
i. 選挙運動用自動車の借入れ	5
ii. 選挙運動用自動車の運転手の雇用	5
iii. 選挙運動用自動車の燃料の供給	6
5 選挙運動用ビラの作成の公費負担	6
6 選挙運動用ポスターの作成の公費負担	8

1 公費負担制度とは

この制度は、候補者の選挙運動に必要な経費の負担を軽減し、立候補の機会均等を図ることを目的に設けられた制度で、候補者と契約業者等との間で交わされた有償契約について、供託物が没収されない候補者に限り、町が契約業者等に条例で定められた限度額の範囲内の額を直接支払う制度です。

【公費負担の種類】

公費負担制度の対象となるものは次の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

【対象となる候補者】

公費負担制度の対象となる候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、すべて自己負担になります。

(参考) 議会議員一般選挙における供託物の没収点・・・有効投票の総数を12(議員定数)で除して得た数の十分の一

2 公費負担の対象とその限度額について

	公費負担の対象		公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用	① 一般運送契約（ハイヤー契約） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日においては1台に限る。）		1日当たり 64,500円 5日分計 322,500円	
	② 個別契約	ア 自動車借入契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	1日当たり16,100円 5日分計 80,500円	①の契約と②の契約は選択 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。
		イ 燃料供給契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日当たり 7,700円 5日分計 38,500円	
		ウ 運転手雇用契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日については1人に限る。）	1日当たり12,500円 5日分計 62,500円	
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（右に示した枚数限度以内）を乗じた金額		1枚当たりの単価 8円38銭 上限枚数 1,600枚（届け出た2種類以内） 【限度額】 8.38円×1,600枚=13,408円	
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（選挙区内のポスター掲示場数を超える場合は、当該ポスター掲示場の数）を乗じた金額		1枚当たりの単価 （586円88銭×ポスター掲示場数＋316,250円）／ポスター掲示場数 （現在の掲示場数145箇所の場合） ・・・単価2,768円 【限度額】 2,768円×145箇所 =401,360円	

※無投票となった場合の取扱い

1. 選挙運動用自動車の使用について、ハイヤー契約（①）、個別契約の自動車の借入れ（②ア）及び運転手の雇用（②ウ）は告示日1日分の金額が、燃料供給（②イ）は、告示日1日の使用分が、公費負担の対象となります。
2. 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成については、投票の有無にかかわらず、作成費が公費負担の対象となります。

3 公費負担の概要

(1) 有償契約の締結

公費負担を受けるためには、候補者は条例で定める契約業者等と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届出なければなりません。

なお、無償の場合は、公費負担の対象となりません。

(2) 公費負担金額の範囲

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について、それぞれ条例で公費負担の限度額が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担の対象となります。

(3) 公費負担を受けるための手続き

公費負担が適用される場合は、町は業者等からの請求に基づき、公費負担の限度額の範囲内の金額を支払うこととなりますが、この経費の支払いには、一定の書類が必要です。次ページ以降をご確認の上、必要な手続きを行ってください。

(4) 公費負担の適用範囲

公費負担を受けるためには、供託を没収されないことが条件になります。候補者に係る供託が没収される場合は、公費負担の対象となりません。供託の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託没収点」といいます。）に達しないとされ、次の計算式により算出します。

また、このほか、候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。（法第93条）

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票の総数} \div 12 \div 10$$

<参考>

例えば、有効投票総数が9,000票の場合は、上記の計算式で計算すると供託没収点は75票になります。

（注）供託没収点は、有効投票数により変わりますので、上記の供託没収点はあくまでも参考としてください。

4 選挙運動用自動車の使用の公費負担

契約の形態には、一般運送契約（ハイヤー契約）、個別契約の二通りあります。

同じ日に両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公費負担の対象となります。

また、いずれの契約についても実際に選挙運動用として使用した自動車についてのみ公費負担の対象となるため、無投票の場合には、告示日1日分の経費が公

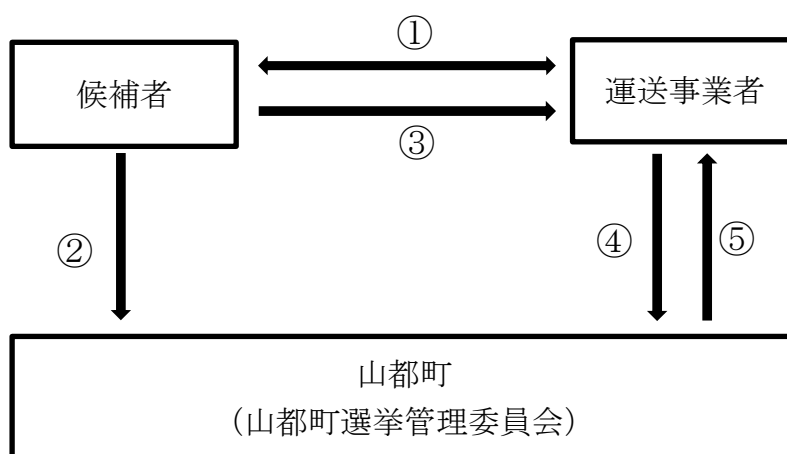
費負担の対象となります。

(1) 一般運送契約（ハイヤー契約）

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（自動車、燃料、運転手込みで旅客を運送する事業の免許を受けた業者。以下「運送事業者」という。）と有償契約を締結する方法です。

公費で負担する金額は、1日1台64,500円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は、 $64,500円 \times 5日 = 322,500円$ となります。

【選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）の公費負担の流れ】



① 候補者と運送事業者が、有償契約を締結します。契約書は**参考様式1**を参考に作成してください。

② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第1号)**に**契約書の写し**を添えて選挙管理委員会に届け出てください。

③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第10号)**を運送事業者に提出してください。

④ 運送事業者は、選挙の期日後速やかに、町あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託が没収された候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。

請求は、**請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第13号)**に**請求内訳書(別紙その1)**と③の候補者から提出された**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)**を添えて行って下さい。

⑤ 請求書の内容を確認後、町から運送事業者を経費を支払います。

(2) 個別契約

選挙運動用自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用を個別に契約する方法です。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担の対象となりません。

i. 選挙運動用自動車の借入れ

有償契約を締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。

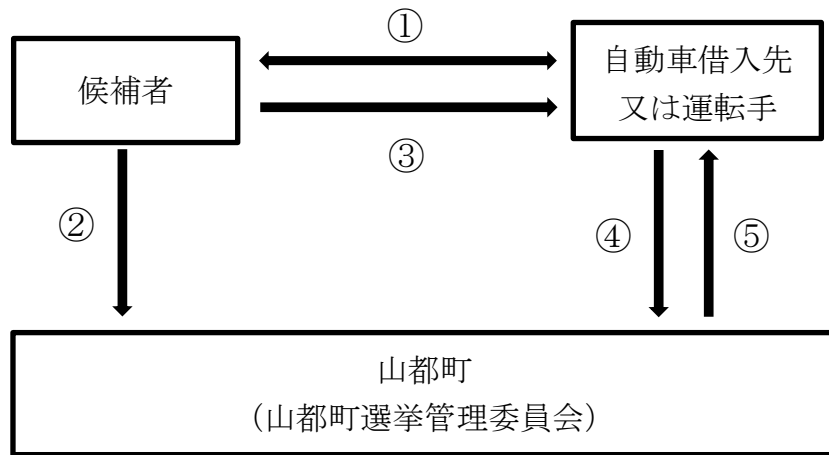
公費で負担する金額は、1日1台16,100円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は、 $16,100円 \times 5日 = 80,500円$ となります。

ii. 選挙運動用自動車の運転手の雇用

有償契約を締結し、選挙運動用自動車の運転手を雇用するときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。運転手個人との契約に限られ、法人との運転手の派遣契約によるものは公費負担の対象となりません。

公費で負担する金額は、1日1人12,500円の範囲内であり、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで雇用した場合の公費負担の限度額は、 $12,500円 \times 5日 = 62,500円$ となります。

【選挙運動用自動車の借入れ及び運転手の雇用の公費負担の流れ】



- ① 候補者は、選挙運動用自動車を借入れる場合は自動車の借入先と、選挙運動用自動車の運転手を雇用する場合は運転手と有償契約を締結します。

自動車の借入れの契約書は**参考様式2**を参考に作成してください。

運転手の雇用の契約書は**参考様式4**を参考に作成してください。

- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第1号)**に**契約書の写し**を添えて選挙管理委員会に届けてください。

- ③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したとき、又は運転手を雇用したとき

は、次の書類を業者等に提出してください。

自動車の借入れの場合…**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)**

(様式第10号(その1))

運転手の雇用の場合…**選挙運動用自動車使用証明書(運転手)**

(様式第10号(その3))

- ④ 契約業者等は、選挙の期日後速やかに、町あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託が没収された候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。

請求は、**請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第13号)**に、③の候補者から提出された**選挙運動用自動車使用証明書**と次の書類を添えて行って下さい。

自動車の借入れの場合…**請求内訳書(自動車の借入れ)(別紙その2)**

運転手の雇用の場合…**請求内訳書((3)運転手)**

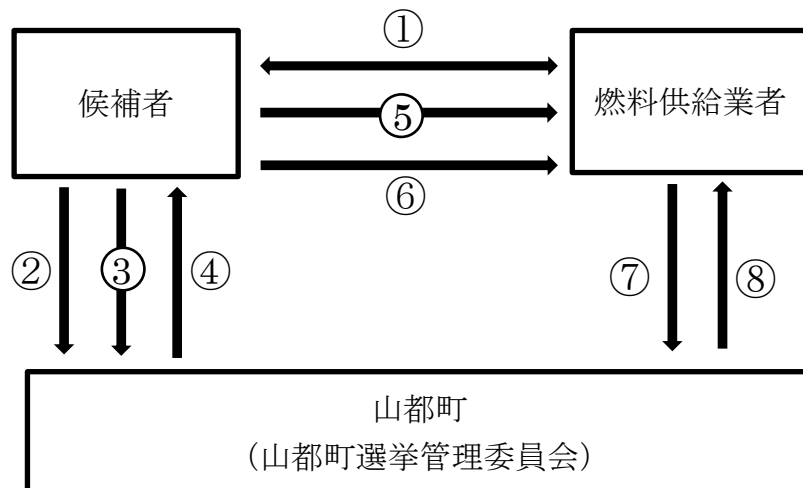
- ⑤ 請求書の内容を確認後、町から契約相手方に経費を支払います。

iii. 選挙運動用自動車の燃料の供給

有償契約を締結し、選挙運動用自動車の燃料の供給を受けるときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7, 700円を乗じて得た金額(告示日に届け出た場合、7, 700円×5日=38, 500円)となります。

【選挙運動用自動車の燃料の供給の公費負担の流れ】



- ① 候補者は燃料供給業者と有償契約を締結します。
契約書は**参考様式3**を参考に作成してください。
- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに(立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに)**選挙運動費用自動車の使用の契約届出書(様式第1号)**に**契約書の写し**を添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③ 候補者は燃料供給業者ごとに**選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第**

4号)を選挙管理委員会に提出してください。

④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に**選挙運動費用自動車燃料代確認書(様式第7号)**を交付します。

⑤ 候補者は、④で交付された確認書を燃料供給業者に提出してください。

⑥ 候補者は、燃料の供給を受けたときは、**選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(様式第10号(その2))**を燃料供給業者ごとに作成し業者に提出してください。

また、燃料の供給を受けた日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず燃料供給業者から受領し、保管してください。

⑦ 燃料供給業者は、選挙の期日後速やかに、町あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託が没収される候補者のものについては、町に請求することができません。

請求は、**請求書(選挙運動用自動車の使用)(様式第13号)**に**請求内訳書((2)燃料代)**、⑥の候補者から提出された**選挙運動用自動車使用証明書(燃料)**、⑤の**確認書、給油伝票の写し**を添付して行ってください。

⑧ 請求書の内容を確認後、町から燃料供給業者に経費を支払います。

5 選挙運動用ビラの作成の公費負担

有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担の対象となります。

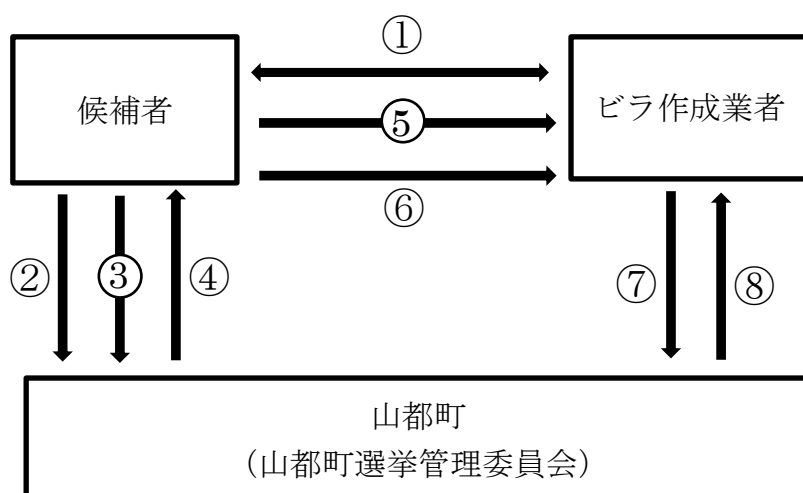
公費で負担する金額は、ビラ1枚当たりの作成単価×確認枚数(作成枚数の限度)となりますが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア. 作成単価の限度…1枚あたり8円38銭

イ. 作成枚数の限度…選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 1,600枚

(参考)	ビラ枚数の上限	町議会議員選挙・・・1,600枚
		町長選挙・・・5,000枚

【選挙運動用ビラの作成の公費負担の流れ】



- ① 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結します。
契約書は**参考様式5**を参考に作成してください。
- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第2号）**に**契約書の写し**を添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするビラの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに**選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）**を選挙管理委員会に提出してください。
- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に**選挙運動用ビラ作製枚数確認書（様式第8号）**を交付します。
- ⑤ 候補者は、④で交付された確認書をビラ作成業者に提出してください。
- ⑥ 候補者は、**選挙運動用ビラ作成証明書（様式第11号）**をビラ作成業者に提出してください。
- ⑦ ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに、町あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託が没収される候補者のものについては、町に請求することができません。
請求は、**請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第14号）**に**別紙請求内訳書（ビラの作成）**、⑤の確認書、⑥の候補者から提出されたビラ作成証明書及び納品を証する書類の写しを添えて行ってください。
- ⑧ 請求書の内容を確認後、町からビラ作成業者に経費を支払います。

6 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、ポスター1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）となりますが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が

設けられています。

ア．作成単価の限度

次の計算式により求められる金額が単価の限度になります。

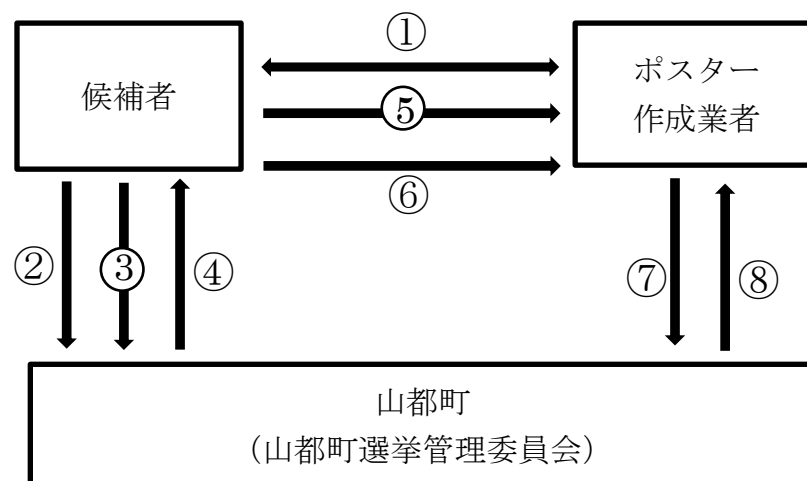
$$\frac{586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(参考) ポスター掲示場数が145ヶ所の場合の作成単価の限度 2,768円

イ．作成枚数の限度

ポスター掲示場の数 (145ヶ所)

【選挙運動用ポスターの作成の公費負担の流れ】



- ① 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結します。
契約書は**参考様式6**を参考に作成してください。
- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）**選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第3号）**に**契約書の写し**を添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするポスターの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに**選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第6号）**を選挙管理委員会に提出してください。
- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に**選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第9号）**を交付します。
- ⑤ 候補者は、④で交付された確認書をポスター作成業者に提出してください。
- ⑥ 候補者は、**選挙運動用ポスター作成証明書（様式第12号）**をポスター作成業者に提出してください。

- ⑦ ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに町あてに所定の経費を請求して下さい。ただし、供託が没収される候補者のものについては、町に請求することができません。

請求は、**請求書(選挙運動用ポスターの作成)(様式第15号)**に**別紙請求内訳書(ポスターの作成)**、⑤の**確認書**、⑥の候補者から提出された**ポスター作成証明書及び納品を証する書類の写し**を添えて行ってください。

- ⑧ 請求書の内容を確認後、町からポスター作成業者に経費を支払います。

選挙運動用自動車使用契約書
(ハイヤー契約)

山都町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

- 1 使用目的
公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 2 使用車種及び登録番号
車種
登録番号
- 3 契約期間 令和 年 月 日 ～令和 年 月 日
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。
- 4 契約金額 金 円 (※消費税を含む)
(内訳 1 日につき 円 (税込) × 日間)
- 5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により山都町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき山都町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が山都町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により山都町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。
- 6 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所

(候補者) 氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ

山都町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

1 使用目的

甲は、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

車種

登録番号

3 契約期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

4 契約金額 金 円 (※消費税を含む)

(内訳 1 日につき 円 (税込) × 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により山都町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき山都町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が山都町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により山都町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保 有する。

令和 年 月 日

甲 住 所
(候補者) 氏 名

印

乙 住 所
名 称
代表者

印

山都町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自
動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

- 1 供給する期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。
- 2 供給を受ける自動車の車種及び登録番号
車種
登録番号
- 3 契約金額 単位 1 リットルあたり _____ 円 (税込) とし、期間中の供給総量に
単価を乗じて得た金額とする。
- 4 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条
の規定により山都町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、山都町 議会
議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき山都町に
対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。こ
の場合において、乙が山都町に請求することができる金額が契約金額に満たないと
きは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により山都町に帰属するこ
ととなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。
- 5 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の
上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有す
る。

令和 年 月 日

甲 住 所

(候補者) 氏 名

㊞

乙 住 所

(燃料供給事業者) 名 称

代表者

㊞

山都町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、
次のとおり契約する。

- 1 業務内容 公職選挙法に定める選挙運転用自動車の運転
- 2 契約期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。
- 3 運転する車の車種及び登録番号
車種
登録番号
- 4 契約金額 金 円 (※消費税を含む)
(内訳 1 日につき 円 × 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により山都町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき山都町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が山都町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により山都町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所

(候補者) 氏 名

㊞

乙 住 所

(運転手) 氏 名

㊞

山都町議会議員一般選挙候補者（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

- 1 作成枚数 枚
- 2 契約金額 金 円（※消費税を含む）
（単価 円（税込） × 枚 ）

- 3 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により山都町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき山都町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が山都町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により山都町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

- 4 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所

（候補者）氏 名 ⑩

乙 住 所

（ビラ作成業者）名 称

代表者 ⑩

山都町議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。)
(以下「乙」という。) とは、甲の使用する選挙運動用ポスター
の作成について、次のとおり契約する。

- 1 作成枚数 枚
- 2 契約金額 金 円 (※消費税を含む)
(単価 円 (税込) × 枚)

- 3 請求及び支払
- この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により山都町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき山都町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が山都町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により山都町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

- 4 その他
- この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所
(候補者) 氏 名 ⑩

乙 住 所
(ポスター作成業者) 名 称
代表者 ⑩

様式第 1 号（第 2 条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和 年 月 日

山都町選挙管理委員会委員長 様

令和 7 年 1 0 月 1 9 日執行山都町議会議員一般選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約間	運送契約額	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合（個別方式）

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ				円	
運転手 の雇用				円	
燃料代				円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和 年 月 日

山都町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第3号（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和 年 月 日

山都町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第4号（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和 年 月 日

山都町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙

候補者氏名

次の選挙運動用自動車燃料代につき、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1	契 約 年 月 日	
2 契約の相手方	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	法 人 の 場 合 は 代 表 者 の 氏 名	
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	
4	確 認 申 請 金 額	

区 分	購 入 金 額	左 の うち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 金 額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今 回 の 購 入 金 額 (b)	円	円
燃 料 代 計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から山都町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

様式第5号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和 年 月 日

山都町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙

候補者氏名

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1	契 約 年 月 日	
2 契約の相手方	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	法 人 の 場 合 は 代 表 者 の 氏 名	
3	確 認 申 請 枚 数	

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から山都町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和 年 月 日

山都町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙

候補者氏名

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1	契 約 年 月 日	
2 契約の相手方	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	法 人 の 場 合 は 代 表 者 の 氏 名	
3	確 認 申 請 枚 数	

3 確認申請枚数

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から山都町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第7号（第3条関係）

確認番号 号

選 挙 運 動 用 自 動 車 燃 料 代 確 認 書

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

山都町選挙管理委員会
委員長 印

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確 認 金 額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、山都町に支払を請求することはできません。

様式第8号（第3条関係）

確認番号 号

選 挙 運 動 用 ビ ラ 作 成 枚 数 確 認 書

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

山都町選挙管理委員会

委員長

印

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確 認 枚 数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、山都町に支払を請求することはできません。

様式第9号（第3条関係）

確認番号 号

選 挙 運 動 用 ポ ス タ ー 作 成 枚 数 確 認 書

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

山都町選挙管理委員会
委員長 印

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確 認 枚 数 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、山都町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和 年 月 日

令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当するほうの番号に○を してください。)		1 一般乗用旅客自動車 送事業者と の運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送 事業者	氏名又は名称		
	住 所		
	法人の場合は代表者の氏名		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号		運送等年月日	運送等金額

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が山都町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、山都町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定をした契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、山都町に支払を請求することはできません。

様式第10号（その2）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和 年 月 日

令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙

候補者氏名

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者	氏名又は名称				
	住 所				
	法人の場合は 代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄には、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、山都町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和 年 月 日

令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙

候補者氏名

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運 転 手	住 所		
	氏 名		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額		備 考
令和 年 月 日	円		

備考

- 1 この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が山都町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、山都町に支払を請求することはできません。

選 挙 運 動 用 ビ ラ 作 成 証 明 書

令和 年 月 日

令和 7 年 1 0 月 1 9 日執行山都町議会議員一般選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビ ラ 作 成 業 者	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	法人の場合は代表者の名前	
作 成 枚 数		
作 成 金 額		
備 考		

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が山都町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、山都町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚 数
 - 山都町長の選挙 5,000枚
 - 山都町議会議員の選挙 1,600枚
 - 限度額 8円38銭（単価）×当該作成枚数（（1）の枚数以内）＝限度額

選 挙 運 動 用 ポ ス タ ー 作 成 証 明 書

令和 年 月 日

令和 7 年 1 0 月 1 9 日執行山都町議会議員一般選挙

候補者氏名

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター 作成業者	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	法人の場合は代表者の氏名	
作 成 枚 数		
作 成 金 額		
当該選挙におけるポスター掲示場数		

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が山都町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は山都町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙におけるポスター掲示場数

(2) 限度額

$$\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価(1円未満の端数は切上げ)}$$

単価 × 当該作成枚数 = 限度額

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

令和 年 月 日

山都町長 様

住 所

氏名又は名称

⑩

法人の場合は

代表者の氏名

⑩

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、山都町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基 準 限 度 額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	64,500円×1台=64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円×1台=64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円×1台=64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円×1台=64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円×1台=64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円×1台=64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円×1台=64,500円	円	
計			円	

備考

- 1 (ア)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額(ア)	基 準 限 度 額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	16,100円×1台=16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円×1台=16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円×1台=16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円×1台=16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円×1台=16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円×1台=16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円×1台=16,100円	円	
計			円	

備考

- 1 (ア)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日		円			
年 月 日		円			
年 月 日		円			
年 月 日		円			
年 月 日		円			
年 月 日		円			
年 月 日		円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」(計)欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記入してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

令和 年 月 日

山都町長 様

住 所

氏名又は名称

㊞

法人の場合は

代表者の氏名

㊞

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、山都町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

別紙

請 求 内 訳 書

(ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 A	枚数 B	金 額 C(A×B)	単価 D	枚数 E	金 額 F(D×E)	単価 G	枚数 H	金 額 I(G×H)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

令和 年 月 日

山都町長 様

住 所

氏名又は名称

㊞

法人の場合は

代表者の氏名

㊞

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年10月19日執行山都町議会議員一般選挙
- 4 候補者氏名
- 5 金融機関、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、山都町に支払を請求することはできません。

別紙

請 求 内 訳 書

(ポスターの作成)

当該選挙におけるポスター掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「当該選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

- 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}}$$

※1円未満の端数は切上げ

- 3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- 5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。